

## 第4章 施策の展開

# 目標1

## 子ども・若者自身の力を伸ばし、自信と希望をもって社会を生き抜く力を育てます

### 施策の方向 自ら学び行動する力の向上

子ども・若者が社会の急激な変化に柔軟に対応する力を身に付け、社会を生き抜いていけるよう、自ら学び行動する力を向上させます。

#### ■ 学びの機会の充実

子ども・若者が、心の豊かさや人間性を養い、能力を発揮できるよう、子ども・若者自身が主体的に学ぶ機会を充実させます。

#### ■ 情報・消費環境等への対応力の向上

情報化社会において、子ども・若者の正しい判断や望ましい態度を育み、様々な被害から自分の身を守ることができるよう情報・消費環境等への対応力を向上させます。

### 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 学びの機会の充実</b>		
1	中学校放課後学習教室 (地域学習支援課)	市立中学校において、地域の人材を活用した放課後等の学習支援を実施します。
2	土曜子ども広場 「友・遊」 (公民館)	小・中学生を対象に、自由で安全な居場所を開設し、ボランティアによる小学生の学習支援を行います。
3	公共施設を活用した 自習室の設置 (市民協働・男女参画推進課、 公民館)	公共施設の空き時間を活用して、子ども・若者のためにテスト期間中等に、会議室等を自習室として開放します。
4	ティーンズコーナー (図書館)	子ども・若者向けの図書の充実に向け、ティーンズコーナーを設置し、子ども・若者にも親しみやすい本・雑誌を配置します。
5	ジュニア向け講座 (公民館)	小・中学生、親子を対象に工作や料理、自然観察等を通して交流を深める講座を開設します。
6	ヤングセミナー (公民館)	教養、趣味、文化、芸術などの学習活動を通じて、社会人としての資質の向上、また、仲間との交流を図ります。

■ 情報・消費環境等への対応力の向上

7	消費者教育の推進 (市民相談課)	子ども・若者が、架空請求や悪質商法などの消費者トラブルに遭わないよう、講座等を実施します。
8	男女共同参画啓発講座 (市民協働・男女参画推進課)	一人ひとりが大切にされ、自分らしく生き生きと暮らせる社会を目指し、男女共同参画や人権に関する啓発講座、DV（配偶者等からの暴力）に関する正しい知識を身に付ける講座等を実施します。また、相談窓口等を周知します。
9	情報教育 ・情報モラル教育の推進 (指導課(小・中学校))	インターネットの危険性や安全な利用方法、情報モラル等の知識を身に付ける取組を推進します。また、教科等やセーフティ教室などで情報教育を進めます。

## 施策の方向 体験や交流を通じた自立に必要な力の育成

学校では経験できないような体験や交流の機会を子ども・若者に提供し、自立に必要なコミュニケーション能力や社会の一員としての自覚、自信につながる創造力や感性などを育てます。

### ■ 多様な体験・交流活動の推進

子ども・若者が個性を發揮し、学校や市域を超え、異年齢の人々と交流できる様々な体験活動を推進します。

### ■ 文化芸術・スポーツ活動の推進

子ども・若者の個性や創造力、感性を磨く文化芸術やスポーツ教室などの活動を推進します。

### ■ 社会参加、参画機会の充実

子ども・若者が社会の一員として自覚を持ち、主体的に行動できるよう、社会参加、参画機会の充実を図ります。

### ■ 居場所づくりの推進

子ども・若者が、気軽に安心して遊んだり過ごしたりできる居場所づくりを推進します。

## ■ 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 多様な体験・交流活動の推進</b>		
10	乳幼児と子ども・若者のふれあい体験事業 (子育て支援課)	次代の親である中学生・高校生が乳幼児やその保護者と触れあい、交流できるイベントを実施します。
11	青少年音楽祭 (地域学習支援課)	子ども・若者に音楽活動の発表の場を提供します。
12	小平よさこいスクールダンスフェスティバル (地域学習支援課)	市立小学校区のチームを中心に、多世代が参加し交流を図るダンスフェスティバルを開催します。大学生などが企画運営に参加することで、地域に若い力の活躍の場を提供します。
13	多摩六都ヤング・ダンスフェスティバル (地域学習支援課)	多摩北部都市広域行政圏域を対象とした高校生による高校生のためのダンスフェスティバルを開催し、ダンスの発表の場を提供します。

■ 文化芸術・スポーツ活動の推進		
14	小平市民文化祭への参加 (文化スポーツ課)	市民文化祭への作品の出品や、イベントへの参加を促進します。
15	市内美術館等の見学 (文化スポーツ課)	平櫛田中彫刻美術館や小平ふるさと村等の市内の施設の見学を支援します。
16	各種スポーツ教室 (文化スポーツ課)	子ども・若者を対象に、各種スポーツ教室やイベントの開催を通じて、スポーツ活動の場を提供し、体力づくりや競技力の向上を目指します。
■ 社会参加、参画機会の充実		
17	市内大学生との連携事業の推進 (市民協働・男女参画推進課)	小平市大学連携協議会「こだいらブルーベリーリーグ」や市民活動支援公募事業(学生団体コース)など、市内の大学生が、地域とのつながりを深める活動を推進します。
18	青少年ボランティア活動の推進 (保育課)	中学生・高校生が子育てに触れ、乳幼児との触れあいや交流をするため、子育て支援のボランティア活動を支援します。
19	福祉体験事業 (指導課)	児童・生徒の福祉教育及びボランティア活動を推進します。
20	青少年リーダー養成講座 (地域学習支援課)	青少年が地域活動に進んで参加するための資質や技術を育成し、修了者が青少年のリーダーとして活躍できる素養を身に付ける講座を開催します。
21	中学校生徒意見発表会 (地域学習支援課)	市内中学校の生徒代表による意見発表会を開催し、率直な意見を聞くことで、生徒の意欲と市民の関心を高めます。
22	模擬投票授業、出前講座の実施 (選挙管理委員会)	小学校から高校生までを対象に、実際の選挙機器を使用しながらの模擬投票授業及び出前講座を行うことにより、主権者として選挙に臨むための意識を高めます。
■ 居場所づくりの推進		
23	地域センター (市民協働・男女参画推進課)	地域の人々の集まりの拠点である地域センターを、読書、談話など、子ども・若者にとって使いやすいスペースとして活用します。
24	きつねっばら公園 子どもキャンプ場 (文化スポーツ課)	デイキャンプ・宿泊キャンプなど、子ども・若者が利用できるキャンプ場を運営します。
25	児童館 (子育て支援課)	子どもたちが遊びを通して、健やかな成長と情操を豊かにするための運営を行います。

重点施策

新規	26	子ども広場事業 (子育て支援課)	乳幼児とその保護者が気軽に集える場と、乳幼児から中学生までの子どもの遊び場を提供します。
	27	「子ども食堂」のあり方の検討 (子育て支援課、関係課)	市内の活動団体等や他の取組との連携、市としての関わりや支援など総合的に検討します。
	28	土曜子ども広場 「友・遊」〈再掲〉 (公民館)	小・中学生を対象に、自由で安全な居場所を開設し、ボランティアによる小学生の学習支援を行います。

## 施策の方向 やりがいを持って働く力の育成

子ども・若者の就労による社会的自立を目指し、勤労観や職業観、社会の一員としての自覚を養い、やりがいを持って働く力を育成します。また、厳しい状況にある若者の就労を支援します。

### ■ キャリア教育の推進

望ましい職業観を養い、自分の将来を展望するキャリア教育を推進します。

### ■ 就労支援・就労支援機関との連携

若者の社会的自立の基本となり、社会全体の活力となる就労を、関係機関と連携しながら支援します。

## ■ 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ キャリア教育の推進</b>		
29	職場体験の推進 (指導課)	地域の商店、農家、企業等と協働して、児童・生徒の職場体験を推進します。
<b>■ 就労支援・就労支援機関との連携</b>		
30	職業能力開発に関する 情報提供 (産業振興課)	若者が、自ら適切な職業選択や職業能力開発が行えるよう、情報を提供します。
31	ハローワーク等と連携 したミニ就職面接会 (産業振興課)	就職を希望する方に対して、ハローワーク等との共催による「ミニ就職面接会」を開催します。
新規	32 <b>(仮称) 子ども・若者 地域支援協議会の設置</b> (子育て支援課)	子ども・若者育成支援推進法第 19 条に基づく、困難を抱えた子ども・若者を支援するための、教育、福祉、保健、医療、更生保護、雇用等の関係機関・団体が連携するネットワークを構築します。

重点施策

# 目標2

# 子ども・若者が チャレンジできる環境を整備します

## 施策の方向 チャレンジを目指す子ども・若者の支援

困難な状況につまずいた子ども・若者や意欲のある子ども・若者が、チャレンジを目指し、能力や個性を発揮し、社会で活躍できるよう支援します。

### ■ 学びなおしへの支援

経済的な理由や家庭の事情により、学習が遅れがちな子どもや、高校を中退した若者などの学びなおしを支援します。

### ■ 就労支援

就労につまずいた若者や一歩踏み出せない若者の就労を支援します。また、市内での創業や事業経営へのチャレンジを支援します。

## 事業

重点施策

重点施策

No.	事業名	事業内容
<b>■ 学びなおしへの支援</b>		
33	生活困窮者学習支援事業 (生活支援課)	経済的な事情により、学習塾などに通えない生活困窮者世帯の小学6年生及び中学生を対象に学習支援を実施します。
34	ひとり親家庭 学習支援事業 (子育て支援課)	経済的な事情等により、学習塾などに通えないひとり親家庭の小学6年生及び中学生を対象に学習支援を実施します。
35	中学校放課後学習教室 (再掲) (地域学習支援課)	市立中学校において、地域の人材を活用した放課後等の学習支援を実施します。
36	ひとり親家庭高等学校卒業 程度認定試験合格支援 事業 (子育て支援課)	最終学歴が中学校卒業であるひとり親家庭の親及びその子どもを対象に、高等学校卒業程度認定試験合格指導講座を受講する費用の一部を給付します。
<b>■ 就労支援</b>		
37	ハローワーク等と連携した ミニ就職面接会 (再掲) (産業振興課)	就職を希望する方に対して、ハローワーク等との共催による「ミニ就職面接会」を開催します。
38	創業支援事業 (産業振興課)	創業セミナーや個別相談等により、創業にチャレンジする人のやる気を引き出し、商工会等の関係団体と連携して創業を支援します。



## 施策の方向 チャレンジできる気運の醸成

子ども・若者の活動や支援に関する情報を、子ども・若者自身に届くよう提供するとともに、市民の目にも触れさせることで子ども・若者への意識啓発を図り、子ども・若者がチャレンジできる気運を醸成します。

### ■ 各種情報の収集と提供

子ども・若者の活動や支援に関する情報を幅広く収集し、多様な媒体を活用してわかりやすく提供します。

### ■ 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 各種情報の収集と提供</b>		
新規 39	(仮称)若者応援ガイドブックの発行 (子育て支援課)	子ども・若者に関する情報を幅広く収集した子ども・若者向けのパンフレット作成など、子ども・若者に届く情報提供を検討します。
新規 40	(仮称)若者応援サイトの検討 (子育て支援課、秘書広報課)	必要な情報が子ども・若者に届くよう、ホームページ上に若者向けの各種イベントや支援・相談機関などの情報をまとめたページの開設を検討します。

重点施策

重点施策

# 目標 3

## 子ども・若者に直接届く支援をします

### 施策の方向 子ども・若者に寄り添う相談体制の整備

子ども・若者の立場に立って、子ども・若者の利益を最優先にした、相談しやすい体制を整備します。

#### ■ 相談体制の充実

子ども・若者自身が相談できる・しやすい体制の充実を図ります。

#### ■ 関係機関の連携強化

困難を抱える子ども・若者を重層的・効果的に支援するため、関係機関の連携を強化します。

#### ■ 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 相談体制の充実</b>		
41	ティーンズ相談室 (子育て支援課)	市内在住の中学1年生から19歳までの方を対象に、人間関係や進路など、生活上困っていることや悩んでいることについて、電話・メール・面談で相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関への同行支援を行います。
42	スクールカウンセラー・ スクールソーシャルワーカーの配置 (指導課)	児童・生徒のストレスや不安の緩和・解消を図るため、スクールカウンセラーを配置します。また、学校と関係機関との調整役となるスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える生徒を総合的に支援します。
43	子ども家庭支援センター (子育て支援課)	児童虐待など、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供などを行います。
44	教育相談室 (指導課)	幼児、児童・生徒の学習や不登校、集団になじめないなど、子どもの心配な行動についての相談に応じます。
45	民生委員児童委員への 支援 (生活支援課)	地域住民の相談に応じ、必要な情報提供を行うなど、地域と関係機関とのつなぎ役を担う民生委員児童委員の活動内容を周知するとともに、活動しやすい環境づくりに努めます。

新規	46	若者相談体制の検討 (子育て支援課・関係課)	若者にとって相談先がわかりやすいなど、相談しやすい体制について検討します。
	<b>■ 関係機関の連携強化</b>		
新規	47	要保護児童対策地域協議会 (子育て支援課)	被虐待、養育困難など支援が必要な児童等に対して、関係機関が連携して効果的な対応を行います。
	48	(仮称)子ども・若者地域支援協議会の設置 (再掲) (子育て支援課)	子ども・若者育成支援推進法第19条に基づく、困難を抱えた子ども・若者を支援するための、教育、福祉、保健、医療、更生保護、雇用等の関係機関・団体が連携するネットワークを構築します。

重点施策

## 施策の方向 学び・暮らしの支援

家庭の様々な事情により、学習や生活環境が整っていない子ども・若者の学びと暮らしを支援します。

### ■ 学びの機会の確保

学ぶ意欲があっても、家庭の経済的な事情などで叶わない子ども・若者のための学びの機会を確保します。

### ■ 経済的な支援

学ぶ意欲があっても、経済的な事情などにより制約を受ける子ども・若者を、経済面から支援します。

### ■ 暮らしの支援

家庭の事情により、生活環境が整っていない子ども・若者を、生活面から支援します。

## ■ 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 学びの機会の確保</b>		
49	中学校放課後学習教室 (再掲) (地域学習支援課)	市立中学校において、地域の人材を活用した放課後等の学習支援を実施します。
50	生活困窮者学習支援事業 (再掲) (生活支援課)	経済的な事情により、学習塾などに通えない生活困窮者世帯の小学6年生及び中学生を対象に学習支援を実施します。

重点施策

重点施策

新規	51	ひとり親家庭 学習支援事業〈再掲〉 (子育て支援課)	経済的な事情等により、学習塾などに通えないひとり親家庭の小学6年生及び中学生を対象に学習支援を実施します。
	■ 経済的な支援		
	52	就学援助 (学務課)	経済的理由により就学困難な市内在住の公立の小・中学校に在学する児童または生徒を対象に、学用品費等の援助をします。
	53	小平市育英資金 (学務課)	勉学の機会を与え有用な人材育成を図るため、公立中学校に在学し、経済的理由により進学が困難な生徒に対して、学費の補助として補助金を給付します。
新規	54	受験生チャレンジ支援貸付 (生活支援課)	一定所得以下の世帯の中学3年生、高校3年生の進学を支援することを目的に、学習塾費用や受験料を無利子で貸し付けます。入学した場合、返済が免除されます。
	55	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業〈再掲〉 (子育て支援課)	最終学歴が中学校卒業であるひとり親家庭の親及びその子どもを対象に、高等学校卒業程度認定試験合格指導講座を受講する費用の一部を給付します。
■ 暮らしの支援			
新規	56	「子ども食堂」のあり方の検討〈再掲〉 (子育て支援課、関係課)	市内の活動団体等や他の取組との連携、市としての関わりや支援など総合的に検討します。

重点施策

## **施策の方向 困難な状況ごとの支援**

支援を必要とする子ども・若者が抱える困難は、不登校やいじめ、ひきこもり、障がい、児童虐待など多岐にわたっていることから、関係機関・団体がそれぞれの専門性を活かし、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。また、子どもの貧困問題について、貧困の解消に資する施策を確実に実施します。

### **■ 不登校、いじめ防止対策**

学校内外での相談や、不登校児童・生徒の学校復帰を支える体制を整備するとともに、市、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となっていじめゼロに向けて取り組みます。

### **■ ひきこもりの子ども・若者の支援**

一人ひとりの状況に応じて適切な支援につなぐとともに、東京都や近隣市等を含めた幅広い情報収集・提供などに取り組みます。

### **■ 障がいのある子ども・若者の支援**

適切な教育的支援と、地域で自立した生活を送ることができるよう、就労支援に取り組みます。

### **■ 非行防止活動等の推進**

非行防止の啓発と関係機関・団体と連携したキャンペーンなどに取り組みます。

### **■ 児童虐待への対応**

小平市要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携して、児童虐待防止に取り組みます。

### **■ 児童養護施設退所者への支援**

児童養護施設退所後に小平市に居住する若者を対象に、若者の支援・相談機関などの情報を提供します。特に小平市内の児童養護施設への情報提供など連携に取り組みます。

### **■ 子どもの貧困対策**

貧困状態にある子ども・若者に気づき、教育、生活、保護者の就労、経済的支援など必要な支援につなげるよう取り組みます。

## ■ 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 不登校、いじめ防止対策</b>		
57	教育相談室〈再掲〉 (指導課)	幼児、児童・生徒の学習や不登校、集団になじめないなど、子どもの心配な行動についての相談に応じます。
58	教育支援室 「あゆみ教室」 (指導課)	不登校児童・生徒に対して、相談、指導等を行うことにより、学校復帰を支援します。
59	スクールカウンセラー・ スクールソーシャルワーカーの配置〈再掲〉 (指導課)	児童・生徒のストレスや不安の緩和・解消を図るため、スクールカウンセラーを配置します。また、学校と関係機関との調整役となるスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える生徒を総合的に支援します。
60	いじめゼロに向けた取組 (指導課(小・中学校))	小平市いじめ防止基本方針に基づき、いじめゼロに向けて、市、教育委員会、学校、家庭、地域が連携して子どもたちを見守り、支えていく取組を進めます。
61	いじめ問題 対策連絡協議会 (指導課)	いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図ります。
<b>■ ひきこもりの子ども・若者の支援</b>		
62	ひきこもりサポートネット 訪問相談受付窓口 (子育て支援課、 障がい者支援課、健康推進課)	東京都が実施している「東京都ひきこもりサポートネット」の訪問相談受付窓口となり、訪問相談へつなげます。
63	相談窓口や支援機関の 周知及び啓発 (子育て支援課)	ひきこもり等の相談窓口や支援機関をホームページ等に掲載し、支援に必要な情報を周知します。
<b>■ 障がいのある子ども・若者の支援</b>		
64	放課後等デイサービス (障がい者支援課)	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
65	障がい者 就労支援センター (障がい者支援課)	障がいのある人の一般就労を促進するために、相談や就労支援等を行い、自立と社会参加を応援します。また、障がいのある人の雇用を考えている企業・事業所への支援を行います。
66	就学奨励 (学務課)	特別支援学級(固定制、通級制、特別支援教室)で指導を受ける児童・生徒を対象に、経済的負担の軽減を図ります。

	67	就学相談 (学務課)	特別な支援を必要とする児童・生徒を対象に、就学相談室で就学相談を実施し、障がいの種類や程度に応じ、適切な教育を受ける場を保護者と一緒に考えます。
<b>■ 非行防止活動等の推進</b>			
	68	社会を明るくする運動 (生活支援課)	犯罪や非行のない明るい社会を築く全国的な運動として、駅前広報活動や学校訪問活動、中学生による作文集の発行などを行います。
	69	犯罪・薬物乱用防止教育 (指導課)	学級活動で非行・犯罪防止の指導を、また、薬剤師による薬物乱用防止などの教育指導を行います。
	70	薬物乱用防止対策事業 (健康推進課)	薬物乱用防止ポスター、講演会等による啓発活動を実施します。
	71	非行防止に関する啓発 (子育て支援課)	「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」の啓発を行います。
<b>■ 児童虐待への対応</b>			
	72	要保護児童対策地域協議会〈再掲〉 (子育て支援課)	被虐待、養育困難など支援が必要な児童等に対して、関係機関が連携して効果的な対応を行います。
	73	児童虐待防止に関する啓発 (子育て支援課)	児童虐待防止月間を中心に、児童虐待防止に向けた啓発を行います。
<b>■ 児童養護施設退所者への支援</b>			
新規	74	児童養護施設退所者への支援情報の提供 (子育て支援課)	児童養護施設退所者を対象に、若者支援の情報をまとめたガイドブックなどを作成・配付するなど、情報提供を行います。また、市内児童養護施設への情報提供など連携を図ります。
<b>■ 子どもの貧困対策</b>			
→ 子どもの貧困対策に別掲 (P75)			

# 目標4

## 子ども・若者を支える家庭を支援します

### 施策の方向 家庭における親育ちを応援

親が自信を持って子どもに向き合い、子どもを支える家庭本来の力を発揮できるよう、家庭における親育ちを支援します。また、地域で親育ちを応援するため、子ども・若者の健全育成に関する市民への意識啓発を図ります。

#### ■ 家庭教育の支援

子どもへの対応などについて親同士が学び合い、子育ての不安や悩みを解消する家庭教育の支援を推進します。

#### ■ 子ども・若者の健全育成に対する意識啓発

親や関係者に加え、広く市民を対象とした講演会など学習の機会を提供し、子ども・若者の健全育成に対する意識啓発を図ります。

### 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 家庭教育の支援</b>		
75	家庭教育講座の開催 (公民館)	公民館各館で、家庭教育や子育てに関する講座を開設し、家庭教育の向上を図るとともに受講者の仲間づくりを支援します。
<b>■ 子ども・若者の健全育成に対する意識啓発</b>		
76	子ども・若者の健全育成に関する講演会等の開催 (地域学習支援課)	子育て中の親や青少年育成関係者、また広く市民を対象に、子ども・若者の健全育成や、子どもの権利・人権に関する講演会等の学習の機会を提供します。



## 施策の方向 経済的困難を抱える家庭に対する支援

経済的困難が子ども・若者に様々な制約や影響を与えることがないように、生活基盤の安定を図るため、子育て家庭への経済的な支援を行います。特に経済的困窮度が高いひとり親家庭への重層的な支援を行います。

### ■ 経済的な支援

生活基盤の安定に資する経済的な支援を行います。

### ■ ひとり親家庭への支援

経済的な支援だけではなく、ひとり親の就労による自立を目指した重層的な支援を行います。

## ■ 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 経済的な支援</b>		
77	就学援助〈再掲〉 (学務課)	経済的理由により就学困難な市内在住の公立の小・中学校に在学する児童または生徒を対象に、学用品費等の援助をします。
78	受験生チャレンジ支援貸付〈再掲〉 (生活支援課)	一定所得以下の世帯の中学3年生、高校3年生の進学を支援することを目的に、学習塾費用や受験料を無利子で貸し付けます。入学した場合、返済が免除されます。
79	小平市被保護者自立促進経費支給事業 (次世代育成支援・若年者社会参加支援) (生活支援課)	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校進学を目指す中学校既卒者及び高校生に、学習塾等の費用を支給します。生活保護受給世帯のニート・ひきこもりなど就労・社会参加意欲に乏しい若年層に対し、自立支援プログラム(就労支援・社会参加支援等)、自立支援の参加に必要な交通費、登録料、利用料を支給します。
80	生活困窮者自立相談支援事業 (生活支援課)	失業や借金などにより生活に困窮している方を対象に、専門の相談員が支援プランを作成し、就労支援や家計相談支援など自立に向けた支援を行います。
81	住居確保給付金の支給 (生活支援課)	離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に、就職に向けた活動を行うことなどを要件に、一定期間家賃相当額を支給することにより、住居の確保、及び就労に向けた支援を行います。
82	小平市被保護者自立促進経費支給事業(就労支援) (生活支援課)	生活保護受給者の就労を支援するため、就職面接時に必要なスーツや携帯電話購入費を支給します。

	83	生活保護受給者に対する 就労支援 (生活支援課)	就労阻害要因がなく、意欲がある生活保護受給者に対し、自立支援員が、就労支援プログラムによる支援を行うとともに、ハローワークと連携した就労支援を実施します。
<b>■ ひとり親家庭への支援</b>			
	84	ひとり親相談 (子育て支援課)	ひとり親家庭などの悩みごと（生活・住宅・離婚・養育・就労等）について、情報提供・相談支援を行います。
	85	児童扶養手当 (子育て支援課)	ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。
	86	児童育成手当 (子育て支援課)	ひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図るため、児童育成手当（育成手当）を支給します。
	87	ひとり親家庭医療費助成 (子育て支援課)	ひとり親家庭等に対し、ひとり親家庭等の健康を維持し、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。
	88	母子・父子福祉資金貸付 (子育て支援課)	母子・父子家庭の方等を対象に、修学・就職・転宅など目的別に、必要額を限度額内で貸し付けます。
	89	ひとり親家庭 ホームヘルプサービス (子育て支援課)	家事、育児等の日常生活に支障があるひとり親家庭に、ホームヘルパーを派遣します。
	90	ひとり親家庭自立支援教育 訓練給付金事業 (子育て支援課)	就職に必要な技能や資格を取得するために、指定された教育訓練講座を受講する場合に、講座費用の一部を1回に限り支給します。
	91	ひとり親家庭高等職業訓練 促進給付金等事業 (子育て支援課)	就職に結びつく可能性の高い国家資格の取得を目指し養成機関で修業する場合に、一定の期間、訓練促進給付金を支給して生活の負担軽減を図ることで、自立のための資格取得を促進します。
	92	ひとり親家庭 自立支援プログラム (子育て支援課)	就職・転職を希望するひとり親家庭の方を対象に、自立・就労支援のための個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、市とハローワーク等の関係機関が連携しながら支援します。
新規	93	ひとり親家庭高等学校卒業 程度認定試験合格支援 事業〈再掲〉 (子育て支援課)	最終学歴が中学校卒業であるひとり親家庭の親及びその子どもを対象に、高等学校卒業程度認定試験合格指導講座を受講する費用の一部を給付します。
新規	94	ひとり親家庭 学習支援事業〈再掲〉 (子育て支援課)	経済的な事情等により、学習塾などに通えないひとり親家庭の小学6年生及び中学生を対象に学習支援を実施します。

重点施策

## 施策の方向 適切な支援につなぐ相談機能の強化

身近で気軽に相談できる体制から一歩進め、相談者を適切な関係機関につなげられるよう、対応力の向上と相互の連携強化を図ります。

### ■ 相談機能の強化

相談機関が互いの専門性と強みを共有し、相談者を適切な機関や支援につなげられるよう、機能の強化を図ります。

## ■ 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 相談機能の強化</b>		
95	子ども家庭支援センター 〈再掲〉 (子育て支援課)	児童虐待など、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供などを行います。
96	子育て・女性相談 (子育て支援課、 市民協働・男女参画推進課)	子育てに関する悩み、家庭の問題、配偶者等からの暴力などの相談に応じます。
97	教育相談室 〈再掲〉 (指導課)	幼児、児童・生徒の学習や不登校、集団になじめないなど、子どもの心配な行動についての相談に応じます。
98	生活困窮者 自立相談支援事業 〈再掲〉 (生活支援課)	失業や借金などにより、生活に困窮している方を対象に、専門の相談員が支援プランを作成し、就労支援や家計相談支援など自立に向けた支援を行います。
99	民生委員児童委員への 支援 〈再掲〉 (生活支援課)	地域住民の相談に応じ、必要な情報提供を行うなど、地域と関係機関とのつなぎ役を担う民生委員児童委員の活動内容を周知するとともに、活動しやすい環境づくりに努めます。

# 目標5

## 子ども・若者の成長を支える地域とその担い手が育つ環境を整備します

### 施策の方向 地域との連携の推進

子ども・若者の健やかな成長を地域全体で見守り支えるため、関係機関・団体、事業者などの連携を推進します。

#### ■ 関係機関の連携強化

子ども・若者の現状や対応すべき課題、関係機関や支援者の持つ専門性や強みを共有し、連携を強化します。

#### ■ 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 関係機関の連携強化</b>		
100	要保護児童対策地区協議会〈再掲〉 (子育て支援課)	被虐待、養育困難など支援が必要な児童等に対して、関係機関が連携して効果的な対応を行います。
新規 101	(仮称) 子ども・若者地域支援協議会の設置〈再掲〉 (子育て支援課)	子ども・若者育成支援推進法第19条に基づく、困難を抱えた子ども・若者を支援するための、教育、福祉、保健、医療、更生保護、雇用等の関係機関・団体が連携するネットワークを構築します。

重点施策

## 施策の方向 安全・安心な環境の整備

子ども・若者が地域で健やかに成長できるよう、子ども・若者を犯罪等の被害から守り、また、子ども・若者が自分の身を守ることができる安全・安心な環境を整備します。

### ■ 地域安全活動等の推進

子ども・若者が犯罪や交通事故等の被害に遭わないよう、地域一体となって安全活動等を推進します。

### ■ 有害情報等への対応

インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの適切な利用や、薬物乱用及び受動喫煙の防止を啓発する活動に取り組みます。

## ■ 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 地域安全活動等の推進</b>		
102	自主防犯組織育成事業の実施 (地域安全課)	防犯パトロールや防犯に関する活動を行う自主防犯組織の育成を行います。
103	防犯情報の連絡体制の充実 (地域安全課、指導課)	子どもが犯罪の被害者にならないよう、不審者情報など市に提供のあった情報について、小・中学校等関係機関への迅速かつ適切な連絡体制を充実させます。
104	交通事故再現型交通安全教室 (スケアード・ストレイト) (交通対策課)	市立中学校で交通事故再現型交通安全教室を、中学校在学中に必ず1度は参加できるように実施します。
<b>■ 有害情報等への対応</b>		
105	情報教育・情報モラル教育の推進 (再掲) (指導課 (小・中学校))	インターネットの危険性や安全な利用方法、情報モラル等の知識を身に付ける取組を推進します。また、教科等やセーフティ教室などで情報教育を進めます。
106	薬物乱用防止対策事業 (再掲) (健康推進課)	薬物乱用防止ポスター、講演会等による啓発活動を実施します。
新規 107	受動喫煙防止対策 (環境政策課・健康推進課)	受動喫煙から子どもを守るため、受動喫煙防止対策を推進するとともに、タバコのマナーの啓発を目的とした喫煙マナーアップキャンペーンを実施します。

## 施策の方向 地域における多様な担い手の活用と育成

地域における子ども・若者の健やかな成長とそのため活動の充実を図るため、学習やスポーツ、遊びなど様々な分野で活躍している地域の人材を、子ども・若者の育成に携わる指導者として活用し、育成します。

### ■ 地域の人材と資源の活用

様々な分野で活躍している人材を、子ども・若者の育成の指導者や支援者として活用するとともに、関係機関・団体の活動を支援します。

### ■ 担い手となる人材の育成

地域における子ども・若者の健やかな成長を支える担い手を確保し育成するため、指導者や支援者としての素養を身に付け、資質や能力を向上させる取組を推進します。

## ■ 事業

No.	事業名	事業内容
<b>■ 地域の人材と資源の活用</b>		
108	青少年対策地区委員会活動の支援 (地域学習支援課)	地域の特長を活かした、活発で継続性のある活動の推進を支援します。
109	青少年委員活動の推進 (地域学習支援課)	市の青少年教育への協力、余暇指導、青少年団体の育成、青少年指導者や地域活動に対する支援等を行います。
110	民生委員児童委員への支援〈再掲〉 (生活支援課)	地域住民の相談に応じ、必要な情報提供を行うなど、地域と関係機関とのつなぎ役を担う民生委員児童委員の活動内容を周知するとともに、活動しやすい環境づくりに努めます。
新規 111	「子ども食堂」のあり方の検討〈再掲〉 (子育て支援課、関係課)	市内の活動団体等や他の取組との連携、市としての関わりや支援など総合的に検討します。
<b>■ 担い手となる人材の育成</b>		
112	学校支援人材養成講座等の実施 (地域学習支援課)	地域と学校の連携・協働により、地域全体で子どもたちの成長を支える取組を推進するため、学校支援人材を養成する講座・研修を実施します。
113	子ども・若者の健全育成に関する講演会等の開催〈再掲〉 (地域学習支援課)	子育て中の親や青少年育成関係者、また広く市民を対象に、子ども・若者の健全育成や、子どもの権利・人権に関する講演会等の学習の機会を提供します。

重点施策

114	スポーツボランティア の育成  (文化スポーツ課)	スポーツ振興の担い手として、スポーツボランティアを発掘、育成するための研修会や講演会を開催します。また、市や体育協会の主催イベント等に役員として従事する機会を設け、実践する場を提供します。
-----	------------------------------------	--

# 《別掲》

目標3 子ども・若者に直接届く支援をします  
施策の方向 困難な状況ごとの取組

## ■ 子どもの貧困対策

子どもの相対的貧困率は、国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、平成21（2009）年に15.7%、平成24（2012）年に16.3%に上昇し、平成27（2015）年に13.9%と12年ぶりに改善しましたが、子どものおよそ7人に1人が貧困状態にあるという厳しい状況にあります。また、ひとり親世帯の貧困率は、50.8%と引き続き高い水準となっており、ひとり親世帯の過半数が貧困状態にあります。

このような中、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項等を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26（2014）年1月に施行されました。

また、同年8月には、同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標及び指標の改善に向けた重点施策等が定められました。

子どもの貧困は、子どもの心身の成長や学力、進学など様々な影響を及ぼすだけでなく、将来の就労や収入によって、次の世代に貧困状態が連鎖してしまうという問題を引き起こします。

このように、子どもたちの成長と将来が生まれ育った環境に左右されることのない、また、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会をつくるのが、次代を担う子どもに対する大人の責務です。

小平市は、子ども・若者計画に掲げた施策や乳幼児を対象とした子育て支援施策の中から、子どもの貧困の解消に資するものを、子どもの貧困対策として確実に取り組むことによって、子どもが夢と希望を持って自立できるまちを目指します。

## 施策1 教育の支援

子どもが、生まれ育った環境に左右されることなく、学ぶ意欲を持ち、質の高い教育を受け、その能力や可能性を最大限伸ばすことができるよう、教育環境と学習支援体制を整備します。

### ■ 事業

No.	事業名	事業内容	担当課
<b>■ 教育の支援</b>			
新規 115	ひとり親家庭 学習支援事業〈再掲〉	経済的な事情等により、学習塾などに通えないひとり親家庭の小学6年生及び中学生を対象に学習支援を実施します。	子育て支援課



新規	116	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業〈再掲〉	最終学歴が中学校卒業であるひとり親家庭の親及びその子どもを対象に、高等学校卒業程度認定試験合格指導講座を受講する費用の一部を給付します。	子育て支援課
	117	私立幼稚園の補助金 (就園奨励費補助金、保護者補助金)	私立幼稚園等に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るため、世帯の所得に応じて補助金を交付します。	保育課
	118	生活困窮者学習支援事業〈再掲〉	経済的な事情により、学習塾などに通えない生活困窮者世帯の小学6年生及び中学生を対象に学習支援を実施します。	生活支援課
	119	小平市被保護者自立促進経費支給事業 (次世代育成支援・若年者社会参加支援) 〈再掲〉	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校進学を目指す中学校既卒者及び高校生に、学習塾等の費用を支給します。生活保護受給世帯のニート・ひきこもりなど就労・社会参加意欲に乏しい若年層に対し、自立支援プログラム(就労支援・社会参加支援等)、自立支援の参加に必要な交通費、登録料、利用料を支給します。	生活支援課
	120	生活保護世帯に対する健全育成事業	生活保護受給世帯の小学生、中学生に、夏季健全育成費、学童服等購入費、修学旅行支度金等を支給します。	生活支援課
	121	受験生チャレンジ支援貸付〈再掲〉	一定所得以下の世帯の中学3年生、高校3年生の進学を支援することを目的に、学習塾費用や受験料を無利子で貸し付けます。入学した場合、返済が免除されます。	生活支援課
	122	コミュニティスクール推進事業	学校と保護者や地域の方がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めます。	指導課
	123	キャリア教育の推進	児童・生徒に望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てるため、キャリア教育を推進します。	指導課

124	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 〈再掲〉	児童・生徒のストレスや不安の緩和・解消を図るため、スクールカウンセラーを配置します。また、学校と関係機関との調整役となるスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える生徒を総合的に支援します。	指導課
125	教育相談室 〈再掲〉	幼児、児童・生徒の学習や不登校、集団になじめないなど、子どもの心配な行動についての相談に応じます。	指導課
126	就学援助 〈再掲〉	経済的理由により就学困難な市内在住の公立の小・中学校に在学する児童または生徒を対象に、学用品費等の援助をします。	学務課
127	就学奨励 〈再掲〉	特別支援学級（固定制、通級制、特別支援教室）で指導を受ける児童・生徒を対象に、経済的負担の軽減を図ります。	学務課
128	小平市育英資金 〈再掲〉	勉学の機会を与え有用な人材育成を図るため、公立中学校に在学し、経済的理由により進学が困難な生徒に対して、学費の補助として補助金を給付します。	学務課
129	小学校 放課後子ども教室	市立小学校において、地域の人材を活用した放課後等の安全・安心な居場所の提供を実施します。	地域学習支援課
130	中学校 放課後学習教室 〈再掲〉	市立中学校において、地域の人材を活用した放課後等の学習支援を実施します。	地域学習支援課
131	土曜子ども広場 「友・遊」〈再掲〉	小・中学生を対象に、自由で安全な居場所を開設し、ボランティアによる小学生の学習支援を行います。	公民館

## 施策2 生活の支援

貧困状態にある家庭は、心身の健康、家庭、人間関係など、複雑で多様な問題を複合的に抱えていることが少なくありません。貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、様々な面から生活を支援します。

### ■ 事業

No.	事業名	事業内容	担当課	
<b>■ 生活の支援</b>				
132	子どもショートステイ事業	保護者の疾病・出産・冠婚葬祭への参加・仕事による出張などで家庭において養育ができない2歳から中学生までを、一時的に小平市が指定する施設で養育します。	子育て支援課	
133	養育支援訪問事業	育児に困難がある家庭を対象に、養育に関する専門的相談のほか、ヘルパーを派遣し、育児・家事支援を行います。	子育て支援課、健康推進課	
134	ひとり親家庭ホームヘルプサービス〈再掲〉	家事、育児等の日常生活に支障があるひとり親家庭に、ホームヘルパーを派遣します。	子育て支援課	
新規	135	「子ども食堂」のあり方の検討〈再掲〉	市内の活動団体等や他の取組との連携、市としての関わりや支援など総合的に検討します。	子育て支援課 関係課
	136	生活困窮者自立相談支援事業〈再掲〉	失業や借金などにより、生活に困窮している方を対象に、専門の相談員が支援プランを作成し、就労支援や家計相談支援など自立に向けた支援を行います。	生活支援課
	137	住居確保給付金の支給〈再掲〉	離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に、就職に向けた活動をするなど要件に、一定期間家賃相当額を支給することにより、住居の確保、及び就労に向けた支援を行います。	生活支援課
	138	乳児家庭全戸訪問事業	乳児がいるすべての家庭を訪問し、養育に関する相談に応じ助言を行うとともに、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握することにより、子育ての孤立化を防ぎ、乳児を健やかに育成できる環境を整備します。	健康推進課

## 施策3 保護者に対する就労支援

保護者の就労は、生活の安定を図るとともに、働く姿に子どもが接することで勤労観の育成にもつながるなど、教育的にも大きな意義があることから、保護者自身の状況に応じた就労支援を行います。

### ■ 事業

No.	事業名	事業内容	担当課
<b>■ 保護者に対する就労支援</b>			
139	ひとり親家庭自立支援プログラム 〈再掲〉	就職・転職を希望するひとり親家庭の方を対象に、自立・就労支援のための個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、市とハローワーク等の関係機関が連携しながら支援します。	子育て支援課
140	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 〈再掲〉	就職に必要な技能や資格を取得するために、指定された教育訓練講座を受講する場合に、講座費用の一部を1回に限り支給します。	子育て支援課
141	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 〈再掲〉	就職に結びつく可能性の高い国家資格の取得を目指し養成機関で修業する場合に、一定の期間、訓練促進給付金を支給して生活の負担軽減を図ることで、自立のための資格取得を促進します。	子育て支援課
142	生活保護受給者に対する就労支援 〈再掲〉	就労阻害要因がなく、意欲がある生活保護受給者に対し、自立支援員が、就労支援プログラムによる支援を行うとともに、ハローワークと連携した就労支援を実施します。	生活支援課
143	小平市被保護者自立促進経費支給事業 (就労支援) 〈再掲〉	生活保護受給者の就労を支援するため、就職面接時に必要なスーツや携帯電話購入費を支給します。	生活支援課
144	住居確保給付金の支給 〈再掲〉	離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に、就職に向けた活動をすることなどを要件に、一定期間家賃相当額を支給することにより、住居の確保、及び就労に向けた支援を行います。	生活支援課
145	生活困窮者自立相談支援事業 〈再掲〉	失業や借金などにより、生活に困窮している方を対象に、専門の相談員が支援プランを作成し、就労支援や家計相談支援など自立に向けた支援を行います。	生活支援課

## 施策4 経済的支援

経済的支援は、貧困状態にある家庭の生活基盤の安定に資することから、必要な家庭に、もれなく提供されるよう、確実に実施します。

### ■ 事業

No.	事業名	事業内容	担当課
<b>■ 経済的支援</b>			
146	児童扶養手当〈再掲〉	ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
147	児童育成手当〈再掲〉	ひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図るため、児童育成手当（育成手当）を支給します。	子育て支援課
148	ひとり親家庭医療費助成〈再掲〉	ひとり親家庭等に対し、ひとり親家庭等の健康を維持し、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	子育て支援課
149	母子・父子福祉資金貸付〈再掲〉	母子・父子家庭の方等を対象に、修学・就職・転宅など目的別に、必要額を限度額内で貸し付けます。	子育て支援課
150	女性福祉資金貸付	配偶者がいない女性で、親や子を扶養している、または20歳未満の子を扶養したことがある方等の自立に向け、必要な資金を貸し付けます。	子育て支援課
151	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業〈再掲〉	最終学歴が中学校卒業であるひとり親家庭の親及びその子どもを対象に、高等学校卒業程度認定試験合格指導講座を受講する費用の一部を給付します。	子育て支援課
152	私立幼稚園の補助金 (就園奨励費補助金、保護者補助金) 〈再掲〉	私立幼稚園等に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るため、世帯の所得に応じて補助金を交付します。	保育課
153	小平市被保護者自立促進経費支給事業 (次世代育成支援・若年者社会参加支援) 〈再掲〉	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校進学を目指す中学校既卒者及び高校生に、学習塾等の費用を支給します。生活保護受給世帯のニート・ひきこもりなど就労・社会参加意欲に乏しい若年層に対し、自立支援プログラム(就労支援・社会参加支援等)、自立支援の参加に必要な交通費、登録料、利用料を支給します。	生活支援課

新規

154	住居確保給付金の支給 〈再掲〉	離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に、就職に向けた活動を行うことなどを要件に、一定期間家賃相当額を支給することにより、住居の確保、及び就労に向けた支援を行います。	生活支援課
155	生活保護世帯に対する健全育成事業 〈再掲〉	生活保護受給世帯の小学生、中学生に、夏季健全育成費、学童服等購入費、修学旅行支度金等を支給します。	生活支援課
156	受験生チャレンジ支援貸付 〈再掲〉	一定所得以下の世帯の中学3年生、高校3年生の進学を支援することを目的に、学習塾費用や受験料を無利子で貸し付けます。入学した場合、返済が免除されます。	生活支援課
157	生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給 〈再掲〉	生活保護世帯の自立を支援する観点から、高等学校等へ就学し、卒業するまでに必要となる学用品費、交通費等の費用を支給します。	生活支援課
158	就学援助 〈再掲〉	経済的理由により就学困難な市内在住の公立の小・中学校に在学する児童または生徒を対象に、学用品費等の援助をします。	学務課
159	就学奨励 〈再掲〉	特別支援学級（固定制、通級制、特別支援教室）で指導を受ける児童・生徒を対象に、経済的負担の軽減を図ります。	学務課
160	小平市育英資金 〈再掲〉	勉学の機会を与え有用な人材育成を図るため、公立中学校に在学し、経済的理由により進学が困難な生徒に対して、学費の補助として補助金を給付します。	学務課

## 施策展開における共通課題とそれに対する取組

経済的に困難を抱えている可能性のある家庭は、外からは見えにくく周囲が気づきにくい状況にあります。また、支援が必要な状況にもかかわらず、自らは助けを求めず隠そうとしたり、社会的に孤立していて支援を拒んだり、一層困難な状況に置かれてしまうこともあります。

そのような家庭に様々な場面で早期に気づき、具体的な支援にもれなくつなぐことが、子どもの貧困対策を進めるうえで不可欠です。

小平市では、支援が必要な家庭の状況に「気づき」、給付やサービス提供などの支援に「もれなく」「つなぐ」ために、以下の3点に取り組みます。

### ■ 支援対応の充実

子どもの貧困対策は、施策1から4に掲げた教育、福祉、子育て支援などの分野にわたる多種多様なものとなっており、その中には、子どもの貧困対策であることがわかりにくい施策もあります。

したがって、施策の担当課においては、当該施策が子どもの貧困対策でもあることを十分認識したうえで、支援が必要な家庭が、サービスの内容を知り、相談や申込みを経て、実際にサービスを受けられるよう、周知や案内の徹底を図るとともに、状況によっては手続きを援助するなど、対応を充実させます。

### ■ 関係者への情報提供の充実

支援が必要な家庭に接するのは、サービスを熟知した相談員や窓口の職員だけではありません。むしろ、子どもや家庭の変化やSOSにいち早く気づくことができるのは、普段関わっている保育園や学校、地域の関係機関・団体の方々です。

これらの関係者に、支援が必要な家庭をサービスや支援者につなげてもらえるよう、サービス内容や申込み、相談先などの情報提供を充実させます。

### ■ 支援者の連携の強化

子どもの貧困対策が分野を超えて多岐にわたるのは、支援が必要な家庭が抱える問題の背景や要因、与える影響が複雑かつ多様で複合的であることが少なくないからです。

したがって、支援に当たっては、教育、生活、健康、就労、経済面など重層的にサービスを提供できるよう、関係者や支援者の連携をより一層強化します。